

# ウォーターPPPについて (参考資料)



藤沢市下水道マスコットキャラクター  
「ふじまる」

藤沢市 下水道部



## 1. ウォーターPPPの必要性

## 2. ウォーターPPPの概要

## 3. ウォーターPPPの4要件

## 4. 参考資料

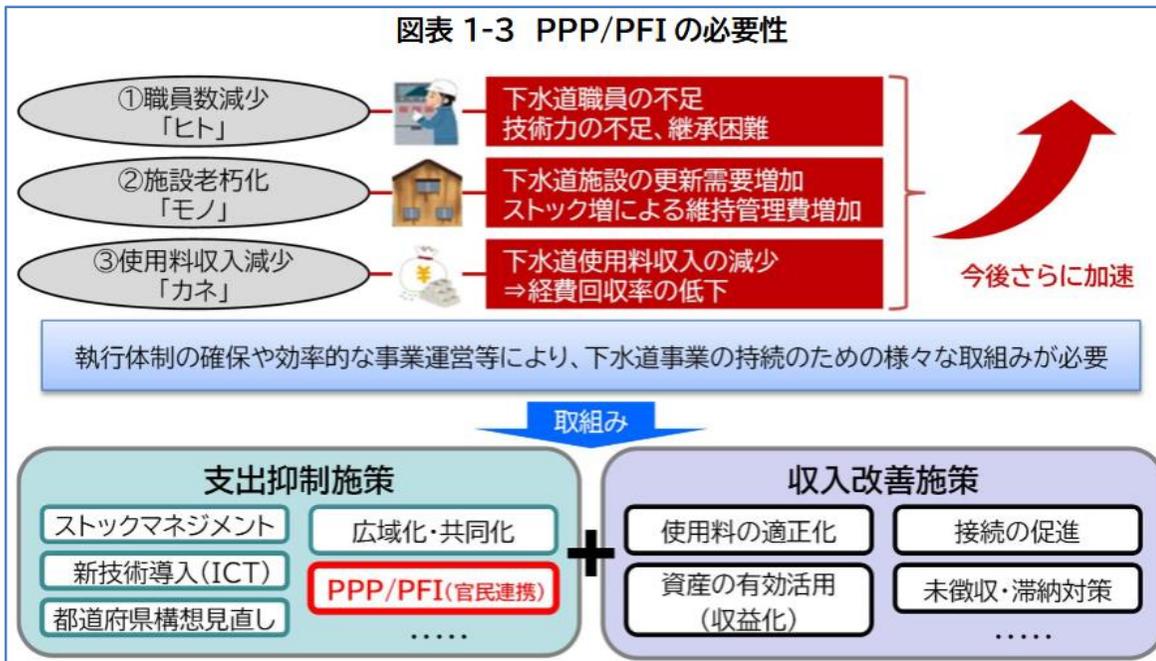


# 1. ウォーターPPPの必要性

## 官民連携（ウォーターPPP）

下水道事業の持続可能性をいかに確保するかという観点で様々な検討を進める中で、官民連携（PPP/PFI）手法の導入はヒト・モノ・カネの各方面における課題への対応策の一つとされています。

国は令和5年に決定した「PPP/PFI推進アクションプラン」において、多様な官民連携の拡大・加速化ためウォーターPPPの活用を位置づけており、下水道分野における官民連携手法の導入を推進しています。



## アクションプランにおける ウォーターPPP事業化の目標件数

分野名	事業件数10年ターゲット 〈ウォーターPPP〉
水道	100件
<u>下水道</u>	<u>100件</u>
工業用水道	25件

出典：PPP/PFI推進アクションプラン  
（令和5年改定版）の概要：内閣府HP

出典：下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン



# 1.ウォーターPPPの必要性

## ウォーターPPPと国費支援について

**令和9年度以降の污水管の改築に係る国費支援**に関して、**ウォーターPPP導入が決定済み**であることが要件化されます

国費支援の有無が**今後の管路の改築の事業量に大きく影響**するため、**早期にウォーターPPPを導入**することを目指して検討しています。

### PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

### 概要とポイント・留意点

#### 交付金等要件化の概要

- 令和9年度以降に污水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」が必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」とは、レベル3.5の場合、入札・公募が開始されたこと
- 緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている污水管の耐震化は、交付金等要件化の対象外

#### 上記の補足等

- 「令和9年度以降に要件化」について、交付金等要件化の要件充足と、具体的な国費支援の関係は以下のとおり

※ 例えば、令和9年度当初予算の交付金等を受けるには、令和8年度(R9.3.31)までに要件充足が必要

※ 例えば、(令和9年度の交付金等は不要で、)令和10年度当初予算から交付金等を受けるには、令和9年度までに要件充足が必要

※ 例えば、(令和10年度までの交付金等は不要で、)令和11年度当初予算から交付金等を受けるには、令和10年度までに要件充足が必要



# 2. ウォーターPPPの概要

## ウォーターPPP

- ・ **公共施設等運営事業（コンセッション事業） [レベル4]**

自治体が施設の所有権を保有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

- ・ **管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]**

コンセッションに準ずる効果が期待できる官民連携方式（下記4要件を満たす民間委託）

- ①長期契約 ②性能発注 ③維持管理と更新の一体のマネジメント ④プロフィットシェア

ウォーターPPP		複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1~3]	4要件の趣旨
<b>公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期契約(10~20年)</li> <li>性能発注</li> <li>維持管理</li> <li>修繕</li> <li>更新工事</li> <li><b>運営権(抵当権設定)</b></li> <li><b>利用料金直接收受</b></li> <li>上・工・下一体: 1件(宮城県R4)</li> <li>下水道: 3件 (浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5)</li> <li>工業用水道: 2件(熊本県R3、大阪市R4)</li> </ul>	<b>管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]</b> <span style="float:right">新設</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期契約(原則10年)*1</li> <li>性能発注*2</li> <li>維持管理</li> <li>修繕</li> <li>【更新実施型の場合】 更新工事</li> <li>【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)</li> </ul> <small>*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。 *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期契約(3~5年程度)</li> <li>仕様発注・性能発注</li> <li>維持管理</li> <li>修繕</li> </ul>	<p>②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要事業期間を①長期契約(原則10年)で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト削減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指す</p>
		<b>II レベル3.5と1-3の比較</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業期間の長短、性能発注の程度が異なる</li> <li>○ また、修繕や更新(改築)に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる</li> </ul>	
		<small>下水道: 304施設 工業用水道: 19件</small>	



# 3.ウォーターPPPの4要件

## 管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]

### 要件①長期契約

#### 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ①長期契約

内閣府ホームページ

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

#### 概要とポイント・留意点

##### 原則

- これまでの包括的民間委託(レベル1-3)で一般的な3-5年間よりも長い10年間が原則
  - ※ コンセッション方式(レベル4)に「準ずる」効果が期待できる官民連携方式との位置づけ
  - ※ 特に、更新(改築)投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間が設定されたもの
- 一方、10年以上ではなく、10年間が原則

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.2版



# 3.ウォーターPPPの4要件

## 管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]

### 要件②性能発注

#### 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ②性能発注

内閣府ホームページ

○ 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

※ 性能規定の例 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること

※ 性能規定の例 管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.2版

### 仕様発注と性能発注の違い

#### 仕様発注

業務方法等について、**委託者が詳細に仕様を規定し、受託者は規定された仕様に従い忠実に業務を実施**する発注方式

#### 性能発注

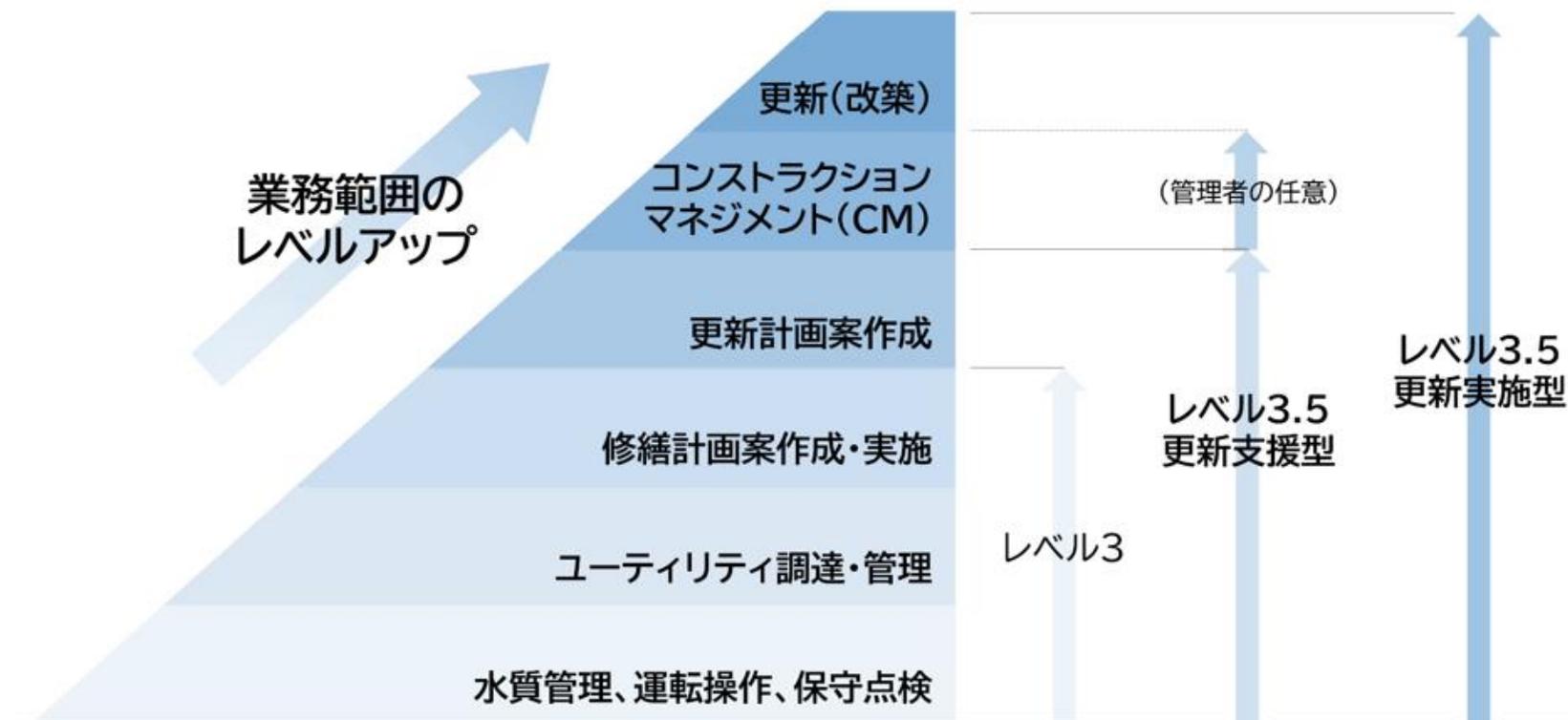
**委託者は必要な性能（要求水準等）を示し、それを達成するための業務の詳細な実施方法は受託者に委ねる**発注方式



# 3.ウォーターPPPの4要件

## 管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]

### 要件③維持管理と更新の一体マネジメント



出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.2版



# 3.ウォーターPPPの4要件

## 管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]

### 要件④プロフィットシェア

#### 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ④プロフィットシェア

内閣府ホームページ

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア\*1の例)

- ※ 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
- ※ 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェア\*2する。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減 (プロフィット)		官	民
①	2削減		2	プロ フィ ット シ ェ ア	1	1
②		2削減	2		1	1

※1：プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

※2：「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

#### 概要とポイント・留意点

まず確認いただきたいこと ※現時点の考え方は、一部が上記の内閣府ホームページと異なる

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進することが趣旨 ※プロフィット=費用削減分
- 更新実施型でも更新支援型でも、仕組みを導入することは必須 ※仕組みの導入で要件は充足(発動不要)
- 官民のシェアは1:1に限定されない(図表は例示の一つ) ※官:民=0:10も可能(管理者の任意)
- 想定する仕組みは、例えば、茨城県守谷市の先行事例 ※契約後VE等は例示の一つ



## 4. 参考資料

1. ウォーターPPPの概要：内閣府  
[https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water\\_gaiyou.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water_gaiyou.pdf)
2. 官民連携（PPP／PFI）の活用：国土交通省  
[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000585.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html)
3. 下水道分野におけるウォーターPPPガイドラン 第1.2版（令和6年11月11日）  
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/WP3GLver.1.2.pdf>
4. 下水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&A（令和6年4月24日）  
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739997.pdf>
5. 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン（案）改正検討会：国土交通省  
[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000781.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000781.html)
6. ウォーターPPP導入検討の進め方について／PPP/PFI手法選択ガイドライン令和4年度改定版(パワーポイント版)  
+ 管理・更新一体マネジメント方式  
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001617903.pdf>

